令和９年度
狛江市放課後児童健全育成事業(学童クラブ)
学童保育所　小学生クラブ　こどもクラブ
入所(入会)のしおり

令和８年10月15日発行

新年度(令和９年度)入所(入会)を希望される方

- 新年度入所申込受付期間

令和８年10月26日(月)～令和８年11月20日(金)

- 新年度入所申込方法

このしおりをよくお読みいただき、３ページの申請書類を用意してから、
お子様１人ずつお申し込みください。
※次の３つ以外での申請は受け付けていません。

電子申請



８割の人が電子申請を選んでいるんだって！

右の二次元コードまたはえだまめ王子のクリック先から申請ができます。

11月20日（金）23時59分までに
アップロードを完了してください。

※申込期限近くは、サイトが大変込み合い、正常に完了できない可能性があります。
早めの申請をお願いします。



電子申請フォーム

郵送



必ず、特定記録郵便またはレターパックで送付してください。

11月20日（金）消印有効

※特定記録郵便またはレターパック以外での送付は、郵便物等の責任は一切負えません。

窓口



土・日・祝日を除く平日
８時30分～17時

- 令和９年度の主な変更点



指数の計算方法が一部変更になりました。

・育児休業期間中の基準指数を設定
・勤務終了時間による調整指数の変更
・学年による調整指数の変更
・障がいによる調整指数の変更
・育成料等の滞納時、滞納月数に応じて調整指数を設定
・希望学童クラブを辞退したときの調整指数を設定

※詳しくは６・12・13ページをご覧ください



右のマークがあったら、えだまめ王子をタップかクリックするとリンク先にアクセスできます。



- お問合せ・申込先

狛江市　子ども家庭部　児童育成課　放課後対策推進担当
〒201-8585　狛江市和泉本町一丁目１番５号　☎代表03-3430-1111（内線2318・2319）

令和９年度　学童クラブ入所申請方法について

電子申請と郵送・窓口（紙）で申請で方法が異なります。

おすすめ！ 電子申請



スマートフォン・パソコン等
で申請する方



1 申請フォームにアクセス

右の二次元コードまたは
「こども子育てねっと」に
掲載するリンクから
入所（入会）の申込【受付】
を開く



電子申請フォーム

2 申請フォームに入力



必要な証明書を写真に撮り、
申請フォームに入力・添付

電子申請の詳しいやり方は、次の二次元
コードかえだまめ王子をクリック（タップ）
して参照してください



R9入所



電子申請の手引き

郵送（窓口）



紙で申請する方



1 仮申請

右の二次元コードまたは
「こども子育てねっと」に
掲載するリンクから【仮申請】
を行い、受付番号を取得



R9仮申請



仮申請しただけでは申請手続は
完了していません！
必ず仮申請後に、必要書類を提出
してください。

2 書類のダウンロード

こまえ子育てねっとから
必要書類をダウンロード



R9提出様式

3 記入



必要事項を記入する
※①で取得した受付番号を申請書に記入

4 提出



必要書類を期日までに特定記録郵便
またはレターパックで郵送もしくは
窓口で申請

● 年度途中に入所（入会）を希望される方（５月１日～毎月１日入所）

入所（入会）を希望される月の前月14日17時（14日が閉庁日にあたる場合はその直前の開庁日）までに提出してください。

※定員に空きが出た場合は、待機者のうち、指数が高い方から順にご案内します。

※翌年度については再度入所　（入会）の申請が必要です（保留の方も同様）。

目次

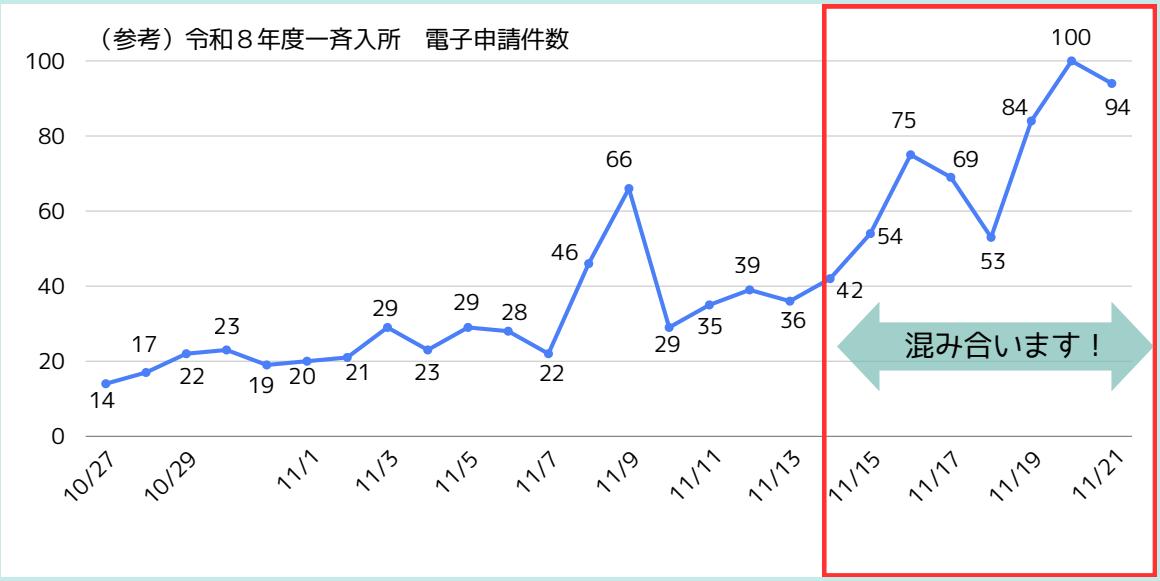
1	学童クラブの目的	1
2	学童クラブの主な特徴	1
3	学童クラブ案内図	2
4	申込に必要な書類	3
5	申請から入所決定まで（一斉入所期間にお申込みの方）	5
6	申請から入所決定まで（一斉入所期間外にお申込みの方）	7
7	入所（入会）後のお願い	8
8	学童クラブの一日	9
9	入所（入会）基準	11
10	見学について	16
11	学童クラブ一覧	17
12	KoKoA（ここあ）のご案内	18
13	よくある質問～学童クラブの申請Q&A	19

一斉入所期間に

電子申請で申請する方へ **早めの申請がおすすめです！**



例年、申込期限の１週間前から申請件数が大変多くなります。
サイトが大変込み合い、正常に申請ができない場合がございます。
余裕をもってご申請くださいますようお願いいたします。

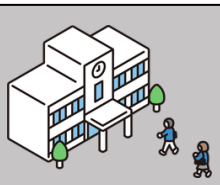


1　学童クラブの目的

学童クラブは、保護者の方が働いていたり、長期療養などで、放課後等に家庭で保護育成にあたることのできない世帯の子どもを対象に、各学童クラブの特徴を活かしながら、子どもたちの遊びや安全管理・生活指導や余暇指導を行い、異年齢の子どもたちとも交流すること等で子どもたちの健全育成を図ることを目的として実施しています。

2　学童クラブの主な特徴

狛江市の放課後児童健全育成事業は、学童保育所・小学生クラブ・こどもクラブの３種類（総称「学童クラブ」）があります。それぞれの特徴は、次のとおりです。

<table>
<tr><td></td><td>学童保育所</td><td colspan="2">小学生クラブ</td><td colspan="2">こどもクラブ</td></tr>
<tr><td rowspan="6">施設名称</td><td>上和泉学童保育所</td><td>岩戸小学生クラブ</td><td>第一小学校小学生クラブ</td><td>西野川こどもクラブ</td><td rowspan="2">猪方みんなの家
こどもクラブ</td></tr>
<tr><td>猪方学童保育所</td><td>宮前小学生クラブ</td><td>第三小学校小学生クラブ</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>松原学童保育所</td><td>こまっこ小学生クラブ</td><td>第五小学校小学生クラブ</td></tr>
<tr><td>東野川学童保育所</td><td>寺前小学生クラブ</td><td>第六小学校小学生クラブ</td></tr>
<tr><td>駒井学童保育所</td><td rowspan="2"></td><td>和泉小学校小学生クラブ</td></tr>
<tr><td></td><td>緑野小学校小学生クラブ
※各小学校の在籍児童または通学区域内に住所を有する児童を優先</td></tr>
<tr><td>対象</td><td colspan="5">小学生
１年生～６年生の児童が対象ですが、低学年優先のため調整指数において「学年による調整」があります。
（13ページ参照）</td></tr>
<tr><td>実施日</td><td colspan="5">日曜日・祝日・年末年始を除く毎日</td></tr>
<tr><td>実施時間</td><td>■平日
放課後～午後６時45分

■土曜日
午前８時15分
～午後５時

■学校休業日
午前８時15分
～午後６時45分</td><td colspan="2">■平日
放課後～午後７時（延長保育：午後８時まで）

■土曜日・学校休業日
午前８時～午後７時
（延長保育：午後８時まで、土曜日は延長なし）

※延長保育の利用は、別途申請・料金がかかります。</td><td>■平日
放課後～午後７時
（延長保育：午後８時まで）

■土曜日
（学校休業中含む）
午前８時～午後６時
（土曜日は延長なし）

■学校休業日
午前８時～午後７時
（延長保育：午後８時まで）

※延長保育の利用は、別途料金がかかります。</td><td>■平日
放課後～午後５時
（延長保育：午後６時45分まで）

■土曜日・学校休業日
午前８時15分～午後５時（延長保育：午後６時45分まで、土曜日は延長なし）</td></tr>
<tr><td>育成料</td><td>月4,000円
（間食費分を含む）</td><td colspan="2">月5,000円
（間食費分を含む）
延長利用
・月額3,000円
・スポット利用500円/１回
（補食費分を含む）</td><td>月5,000円
（間食費分を含む）
延長利用
・月額5,000円
・スポット利用600円/1回
（別途夕食費負担あり）</td><td>月4,000円
（間食費分を含む）</td></tr>
<tr><td>運営</td><td>公営</td><td colspan="2">民営</td><td colspan="2">民営</td></tr>
<tr><td>職員</td><td>市職員
非常勤職員</td><td colspan="2">委託先職員</td><td colspan="2">法人職員</td></tr>
</table>

※利用日数にかかわらず、入所（入会）している月は、育成料が発生します。
※スポット利用は、入所（入会）している学童クラブでご利用できます。

3　学童クラブ案内図

●…学童保育所　★…小学生クラブ　◆…こどもクラブ



※令和８年度の入所（入会）の傾向です。

4　申込みに必要な書類　必要書類は、こまえ子育てねっとからダウンロードできます。

・令和９年４月１日時点の内容を記入してください。
・申請書類は、ホッチキス止めしないでください。
・各種証明書類の有効期限は、発行日から３か月以内です。
・書類の不足がある場合は、審査の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

RQ提出様式



1　窓口（郵送）申請時に必要な書類　※電子申請の場合には、申請フォームで入力する内容です。

☐ **放課後児童健全育成事業入所（入会）申請書（共通様式第１号）**

☐ **児童台帳（共通様式第２号）**

2　保護者が家庭で適切な監護をすることができない状況を証明する書類
※保護者全員分（同居人を含む）が必要です。

▼外勤の方（会社に雇用されている方または採用・復職予定の方）

☐ **就労証明書**　※就労証明書を発行する事業者に作成を依頼してください。
・原則として、雇用契約上の就労時間帯、就労日を記載してください。
シフト制等により就労時間等が不規則な場合は、就労証明書の「6.就労時間（変則就労の場合）」に主な（最も多いシフト）勤務時間を記載してください。
・就労証明書の作成者以外が偽造・無断作成・改変（修正液を使った訂正を含む）を行うと、審査の対象になりません。
・申請前に内容を確認し、記載漏れや間違い等ある場合は、再度事業者に作成を依頼して申請してください。

▼育児休業取得中の方

☐ **復職時期・育児休業期間を記載した就労証明書**
・令和９年４月１日時点で復職予定の方：復職時期を記載した就労証明書を提出してください。
・令和９年４月１日以降も育児休業取得する方：育児休業期間を記載した就労証明書を提出してください。

▼出産予定の方



☐ **母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が確認できるページ）**
・出産予定の方は、出産予定日の２か月前から出産日の月を含めない２か月後までは、
「出産前後の休養のため保育にあたることができない場合」となります。
その後、育児休業を取得する場合は、育児休業取得（予定）期間を記載した就労証明書等を提出してください。

▼自営業・内職の方

☐ **就労証明書**　※記載要領にしたがって記載してください。
・原則として、雇用契約上の就労時間帯、就労日を記載してください。シフト制により就労時間等が不規則な場合は、就労証明書の「6.就労時間（変則就労の場合）」に主な（最も多いシフト）勤務時間を記載してください。

☐ **自営を証明する書類の写し**
・直近の確定申告書（電子申請により確定申告をした場合には受付番号が付番された申告書〈第１表・第２表〉）
・開業初年度のため確定申告に該当しなかった場合は、次の書類のうちから2点
（・開業届（税務署が受け付けたことがわかる書類、e-TAXの場合は受信通知や電子申請等証明書）
・契約書（直近３か月が範囲内となっているもの）
・その他　　※次のもののうち、直近３か月分、継続して事業していることがわかるもの
→納品書、領収書、メール、通帳の写し、業務委託の場合はその委託契約書の写し等事業の実績が分かる書類）
・自営業専従者を証する場合は、給与明細（直近３か月分）を提出してください。

▼求職活動中の方

☐ **就労確約書（市指定様式・自身で記入）**

令和９年１月18日（月）までに就労証明書を提出することを条件に申請が可能です。
就労証明書を提出されない場合は、入所（入会）ができません。

▼保護者に病気や障がいのある方

☐ **診断書（任意様式）または障害者手帳の写し**
・診断書は医療機関から発行された診断書の写し
なお、診断書には必ず”児童の保育が困難である”旨が記載されているものを提出してください。

▼介護にあたっている方

☐ **看（介）護状況届出書**

☐ **介護認定通知書、障がい者手帳、療育手帳又は診断書の写し**

▼就学している方

☐ **在学証明書または合格通知書の写し**

☐ **時間割のスケジュール等**

3 該当する方のみ必要な書類

▼同居人（18歳未満65歳以上は除く）がいる方　※同別世帯を問いません

☐ **３ページに記載する就労証明書等**
・同居人が高等学校に在籍している場合は、申請書の同居家族欄に高等学校名等を記入してください。

▼同居家族が高校生以上の学生の方

☐ **在学証明書、学生証等、身分が分かるもの**
・令和９年３月に卒業する高校生は、進路決定後変更届を提出してください。

▼児童に障がいがある方

☐ **愛の手帳（療育手帳）や障がい者手帳等、児童に障がいがあることを証明する書類**
・特別支援学校または特別支援学級に在籍している場合は、就学相談結果通知書の写し（特別支援教室は対象外）

医療的ケア児の対応について
医療的ケア（導尿、吸引など）が必要な場合は、申請前に児童育成課にご相談ください。

▼申請日時点で狛江市内に住所を有していない方

☐ **転入予定日・転入先住所を明記した賃貸借契約書又は売買契約書の写し**
※上記の書類が取得できない場合は、児童育成課までご連絡ください。

▼ひとり親家庭の方

☐ **児童扶養手当、児童育成手当の認定通知書、ひとり親家庭等医療証**
※いずれかの写しが提出できない場合は戸籍謄本の写し

☐ **単身赴任の場合は赴任期間記載の就労証明書**

▼離婚を前提とした別居中の方

☐ **裁判所の呼出状等、離婚手続中であることが分かる書類の写し**
※離婚を前提とした別居には、住民基本台帳上同住所であるものは原則として含みません。

5　申請から入所決定まで（一斉入所期間にお申込みの方）

1　入所（入会）申請

電子申請	郵送	窓口
右の二次元コードまたはえだまめ王子のクリック先から申請ができます。 **11月20日（金）23時59分までに** アップロードを完了してください。 ※申込期限近くは、サイトが大変込み合い、正常に完了できない可能性があります。早めの申請をお願いします。 リンク先 電子申請フォーム	必ず、特定記録郵便またはレターパックで送付してください。 **11月20日（金）消印有効** ※特定記録郵便またはレターパック以外での送付は、郵便物等の責任は一切負えません。	土・日・祝日を除く平日 **8時30分～17時**

2　訂正書類等の提出

電子申請	郵送	窓口
11月30日（月）23時59分までに アップロードを完了してください。 ※申込期限近くは、サイトが大変込み合い、正常に完了できない可能性があります。早めの申請をお願いします。	**11月30日（月）消印有効** 必ず、特定記録郵便またはレターパックで送付してください。	**11月30日（月）17時まで** 場所：狛江市役所３階 児童育成課窓口

※この期日までに訂正書類等が提出できないと、期間外申請となり５月以降の入所のご案内になるのでご注意ください。

3　審査

入所（入会）基準に基づき、点数化して入所の優先順位を決定します。
※虚偽の申請があったと判明した場合には入所（入会）申請を取り消します。

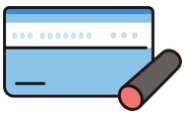
4　審査結果の通知　１月下旬頃に郵送でお送りします。

入所（入会）が決定した方	入所（入会）が叶わなかった方	入所（入会）の要件を満たしていない等不適当と認められた方
入所（入会）決定通知	**入所（入会）保留通知** 定員に達していない学童クラブを希望される場合は、期日までに希望施設変更のお手続が必要です。	**入所（入会）不承認通知**

希望施設変更後
締切後に再審査を行い入所可能となった方のみ、随時ご連絡します。

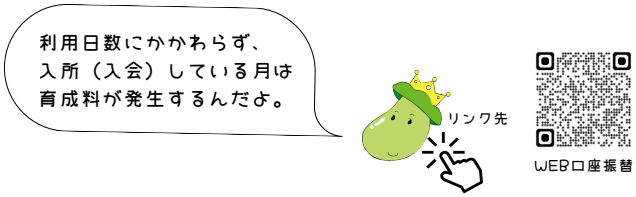
5　口座振替の手続

３月中にお済ませください



※西野川こどもクラブ・猪方みんなの家こどもクラブ育成料は事業者へ納入となります。 お支払い方法は、事業者から別途通知します。

● 新規入所（入会）の方
・育成料は、口座振替による納入をお願いします。
・口座振替申込書は、新規入所（入会）の方のみ、決定通知書に同封予定です。
金融機関で口座振替利用のお手続をお願いします。
なお、一部の金融機関ではWeb口座振替受付サービスを実施しています。
詳しくは、決定通知書に同封する案内をご確認ください。
・育成料の納期限（引落し日）は、原則毎月末です。



6 面談

２月～
３月上旬頃



・新規入所（入会）に当たって、事前に保護者の方と学童クラブの職員とで15分程度の面談をします。お子さんの同伴は可能です。
・面談は、提出していただいた児童台帳を基に実施します。
・面談日については、決定通知とともに郵送で通知する予定です。
　ご都合が悪い場合は、各学童クラブ職員と改めて日程の調整をしていただきます。
・前年度と同じ学童クラブに継続して入所（入会）する場合は、原則面談は行いません。
・食物アレルギー対応を希望される場合は、面談の上専用の書類をご提出いただきます。

● 育成料減免申請のお手続

※令和８年度に免除となっている方も、改めて手続が必要です。

免除になる世帯

（１）生活保護世帯
（２）市民税非課税世帯　▼前年度非課税⇒４～６月分免除
　　▼今年度非課税⇒７月～翌年３月分免除

※税の申告がない場合は、審査不可能となり減免の決定ができません。税の申告を忘れずに行ってください。

免除のお手続

▼児童育成課窓口（市役所３階）又は郵送で、
放課後児童健全育成事業育成料減免申請書をご提出ください。

※各年の１月１日現在、狛江市外にお住まいだった方は、お住まいだった区市町村の非課税証明書が必要となります。

※４月分から免除を希望する方は、３月中に申請が必要だよ。



▼年度途中から育成料の免除を希望される方は、免除を希望する月の前月末日までにご提出ください。
▼免除の対象となった場合、申請日の翌月からの適用となります。

●令和９年度一斉入所に当たり、主な変更点は以下のとおりです。

①　指数の変更
・（旧）育児休業が２か月を超える場合は退所
　→（新）育児休業期間中の基準指数（10点）を設定
・勤務終了時間による調整指数の変更
　午後４時30分前（－１点）、午後４時前（－２点）、
　午後３時30分前（－３点）、午後３時前（不承認）
・学年による調整指数の変更
　４年生（－６点）、５年生（－７点）、６年生（－８点）
・障がいによる調整指数の変更
　４年生の障がい児又は４年生以下の特別支援学校在籍児若しくは特別支援学級在籍児（８点）
　５年生の障がい児又は５年生の特別支援学校在籍児若しくは特別支援学級在籍児（９点）
　６年生の障がい児又は６年生の特別支援学校在籍児若しくは特別支援学級在籍児（10点）
・育成料等の滞納時、滞納月数に応じて調整指数を設定　※兄弟含む
　滞納期間１・２か月（－15点）、滞納期間３か月（不承認）
・自己都合により希望した学童クラブを辞退したときの調整指数を設定（－12点）
※やむを得ない理由で辞退する場合は減点対象とはなりません（例）転居、保護者の就労状況等の変更など

②　一斉入所時の審査結果で、保留となった場合の取り扱いの変更
令和９年９月以降も入所を希望する場合、
令和９年４月以降に実施する調査に回答いただく必要があります。

★審査の結果、学童クラブ保留となった場合は以下の制度も活用することができます
・KoKoA（放課後子ども教室）　→　詳しくは18ページ
・小学生向けベビーシッター利用支援事業　→　右の二次元コードまたはえだまめ王子のクリック



小学生向け
ベビーシッター

6　申請から入所決定まで（一斉入所期間外にお申込みの方）

1　入所（入会）申請　（前月の14日17時まで）

※14日が閉庁日にあたる場合はその直前の開庁日まで

窓口



土・日・祝日を除く平日
8時30分～17時
場所：狛江市役所３階
児童育成課窓口

2　審査

入所（入会）基準に基づき、点数化して入所の優先順位を決定します。
※虚偽の申請があったと判明した場合には入所（入会）申請を取り消します。

3　審査結果の通知

入所（入会）が決定した方	入所（入会）が叶わなかった方	入所（入会）の要件を満たしていない等不適当と認められた方
入所（入会）決定通知	**入所（入会）保留通知** 指数の高い方から順に入所（入会）のご案内をします。 ※保留の順番等知りたい場合は、お電話でお問い合わせください。	**入所（入会）不承認通知**

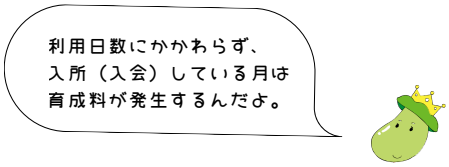
4　口座振替の手続



※西野川こどもクラブ・猪方みんなの家こどもクラブ育成料は事業者へ納入となります。 お支払い方法については、事業者から別途通知します。

● 新規入所（入会）の方

・育成料は、口座振替による納入をお願いします。
・口座振替申込書は、新規入所（入会）の方のみ、決定通知書に同封予定です。金融機関で口座振替利用のお手続をお願いします。なお、一部の金融機関ではWeb口座振替受付サービスを実施しています。詳しくは、決定通知書に同封する案内をご確認ください。
・育成料の納期限（引落し日）は、原則毎月末です。



5　面談



・新規入所（入会）に当たって、事前に保護者の方と学童クラブの職員とで15分程度の面談をします。お子さんの同伴は可能です。
・面談は、提出していただいた児童台帳を基に実施します。
・面談日は、各学童クラブ職員から日程調整の連絡をします。
・前年度と同じ学童クラブに継続して入所（入会）する場合は、原則面談は行いません。
・食物アレルギー対応を希望される場合は、面談の上専用の書類をご提出いただきます。

● 育成料減免の申請をする方（前月の月末まで）※月末日が閉庁日にあたる場合はその直前の開庁日まで

免除になる世帯

（１）生活保護世帯
（２）市民税非課税世帯　▼前年度非課税⇒４～６月分免除
　　▼今年度非課税⇒７月～翌年３月分免除

※税の申告がない場合は、審査不可能となり減免の決定ができません。
税の申告を忘れずに行ってください。

免除のお手続

▼免除を希望する月の前月末日までに児童育成課窓口（市役所３階）または郵送で、放課後児童健全育成事業育成料減免申請書をご提出ください。
※各年の１月１日現在、狛江市外にお住まいだった方は、お住まいだった区市町村の非課税証明書が必要となります。
▼免除の対象となった場合、申請日の翌月からの適用となります。

7　入所（入会）後のお願い（変更・退所（退会））

RQ提出様式



● 学童クラブへの入所（入会）後、申請書に記入した内容に変更があったとき

変更のお手続

▼各学童クラブまたは児童育成課窓口（市役所３階）に、速やかに放課後児童健全育成事業記載事項変更届と関係する書類をご提出ください。

▼関係する書類は、各学童クラブ又は市役所３階児童育成課でお渡しすることができるほか、こまえ子育てねっとからもダウンロードできます。

▼次の二次元コードから電子申請でも手続を行えます。

電子申請フォーム



就労状況等に変更があったにも関わらず、届出がなく、学童クラブ入所（入会）の必要がないと判断した場合は、入所（入会）決定後でも、退所（退会）となる場合があります。

変更内容（例）

▼保護者の勤務日数や曜日、時間の変更（※就労証明書が必要）
▼保護者の転職（※就労証明書が必要）
▼保護者の離職後に求職するとき
（離職後２か月間は在籍可能。就労確約書が必要。）
▼保護者が病気で休職（３ページに記載する診断書を提出）
▼保護者が入所（入会）している児童の弟妹出産のために、産前産後休暇を取得するとき（※母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が確認できるページ）が必要）
▼転居、転校、電話番号や氏名等の変更、その他家族状況に変化があったとき
▼児童の病気や怪我等で月15日以上欠席すると見込まれるとき
▼育児休業期間に変更があったとき

● 学童クラブを退所（退会）するとき

退所（退会）のお手続

▼退所（退会）する当月14日（14日が閉庁日にあたる場合は、その直前の開庁日）の17時までに郵送、各学童クラブまたは児童育成課窓口（市役所３階）に、放課後児童健全育成事業退所（退会）届をご提出ください。

※郵送で提出する場合は、締切日必着です。

▼右の二次元コードから電子申請でも手続を行えます。

退所申請フォーム

退所（退会）の例

▼退職して、求職をしない場合
▼離職後２か月を経過する間に、就労証明書を提出できない場合

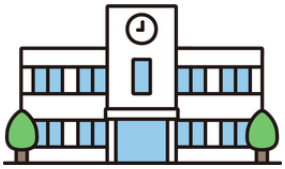


● 学童クラブの待機について

・申請時の第１希望～第３希望の学童クラブで
保留の方は第１希望～第３希望、
第２希望の入所（入会）の方は第１希望、
第３希望の入所（入会）の方は第１希望・第２希望の学童クラブの待機に入っています。
・案内されても辞退することが予想されるときは、あらかじめ変更届（希望学童クラブの変更）をご提出ください。※入所が決定した後に辞退した場合は、指数が減点となります。（－12点）
・待機中の学童クラブに空きが出た場合には、年度中にご案内します。
緊急連絡先にご連絡しますが、回答期限までに連絡がない場合は 辞退とみなし、次の方にご案内しますのでご了承ください。

8　学童クラブの一日

学校休業日等



スタート　登所

登降所管理システムで登所確認し、持ち物をロッカーにしまいます

登所後　学習・自由時間

上級生と下級生の分け隔てなく、学童クラブのお友達と一緒に遊んだり、本を読んだりして過ごします
室内：折り紙、トランプ、読書、積み木、工作、ボードゲーム等
屋外：ドッジボール、サッカー、一輪車、なわとび等

12:00　昼食・食休み

昼食は、ご家庭で用意したお弁当を食べます

13:00　自由時間

学校授業日



下校時　登所

登降所管理システムで登所確認し、
持ち物をロッカーにしまいます

15:00　おやつ

16:45　帰りの会～降所

報告することや連絡事項を伝えます
重要なことは、登降所管理システムやおたよりで伝えます
登降所管理システムで降所確認し、帰宅します

17:00～　17:00以降のスケジュールは、
学童クラブにより異なります。

■主な活動場所　各学童クラブ内及びその園庭など
■出欠の確認・把握　あり
■おやつの提供　あり
■障がい児の受け入れ　各学童クラブおおむね３人程度
■公設の学童クラブは、長期休業期間中のお弁当配送サービスを実施（有料。費用は保護者負担）
※長期休業期間中以外の１日保育の日は実施していません。

各学童クラブの17時以降の流れ

● 学童保育所・猪方みんなの家こどもクラブ

17:00
⋮
18:45

自由時間
室内で活動します。
指定した時間で帰ります。
※18：00以降の帰宅は、原則お迎えをお願いいたします。

● 小学生クラブ

17:00
⋮
19:00
（延長保育）
20:00

自由時間
育成室で活動します。
指定した時間で帰ります。
※延長保育利用の場合、18：30～19：00に補食(延長利用料金に含まれます)の提供があります。
※18：00以降の帰宅は、原則お迎えをお願いします。



● 西野川こどもクラブ

17:00
⋮
19:00
（延長保育）
20:00

自由時間
育成室で活動します。
指定した時間で帰ります。
※延長保育利用の場合、18：30～19：00に補食(延長利用料金に含まれます)の提供があります。
※18：00 以降の帰宅は、原則お迎えをお願いします。

■運営及び職員配置

施設名	設置	運営	職員配置
学童保育所	狛江市	狛江市	市職員・非常勤職員
岩戸小学生クラブ	狛江市	（社福）雲柱社	（社福）雲柱社職員
宮前小学生クラブ			
和泉小学校小学生クラブ			
第三小学校小学生クラブ	狛江市	（社福）雲柱社	（社福）雲柱社職員
第六小学校小学生クラブ			
こまっこ小学生クラブ	狛江市	(株)こどもの森	(株)こどもの森職員
寺前小学生クラブ	狛江市	(株)日本保育サービス	(株)日本保育サービス職員
第一小学校小学生クラブ			
第五小学校小学生クラブ	狛江市	(株)学研ココファン・ナーサリー	(株)学研ココファン・ナーサリー職員
緑野小学校小学生クラブ			
西野川こどもクラブ	（社福）調布白雲福祉会	（社福）調布白雲福祉会	（社福）調布白雲福祉会職員
猪方みんなの家こどもクラブ	（社福）純生喜狛会	（社福）純生喜狛会	（社福）純生喜狛会職員

9　入所（入会）基準

狛江市立学童保育所入所基準
（小学生クラブ、こどもクラブも本基準による。）

基準指数

１　就労時間（休憩時間を含む。）【保護者の状況】

就労 （１日当たり４時間以上の就労があること。）	週５日 または 月20日以上	月180時間以上の就労時間	23
		月175時間以上の就労時間	22
		月170時間以上の就労時間	21
		月160時間以上の就労時間	20
		月140時間以上の就労時間	19
		月120時間以上の就労時間	18
		月100時間以上の就労時間	17
		月80時間以上の就労時間	16
	週４日 または 月16日以上	月130時間以上の就労時間	19
		月120時間以上の就労時間	18
		月110時間以上の就労時間	17
		月100時間以上の就労時間	16
		月90時間以上の就労時間	15
		月80時間以上の就労時間	14
		月64時間以上の就労時間	13
	週３日 または 月12日以上	月100時間以上の就労時間	16
		月90時間以上の就労時間	15
		月80時間以上の就労時間	14
		月70時間以上の就労時間	13
		月60時間以上の就労時間	12
		月48時間以上の就労時間	11
内職	週５日 または 月20日以上	月120時間以上の就労時間	10
	週４日 または 月16日以上	月96時間以上の就労時間	9

父母のそれぞれの監護に欠ける要件を基準指数のいずれかにあてはめ、この基準指数から調整指数（13ページ）を加減し、残りの指数（以下「入所指数」という。）の低い父又は母（ひとり親の場合はその親）を審査対象者とし、入所指数の高い者の児童から入所決定をします。
※15ページの入所指数の参考例をご覧ください。

2　出産・疾病・障がい　【保護者の状況】

出産 疾病 障がい	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合（出産予定日の前後２か月）			16
	育児休業期間中			10
	疾病	入院（入院内定者も含む。）１か月以上		18
		居宅内	常時病臥又は感染症	18
		療養	精神性の疾病で精神障害者保健福祉手帳３級程度以上	18
			精神性の疾病で上記以外の程度	13
			上記以外の疾病で安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）	14
	障がい	身体障害者手帳１級・２級、愛の手帳１度・２度、要介護認定者		18
		身体障害者手帳３級・４級、愛の手帳３度・４度、要支援認定者		16

3　看護（介護）　【保護者の状況】

看護 （介護）	居宅外看護 （介護）	週５日以上かつ日中６時間以上の入院付添い又は居宅外介護を常態	16
		週４日以上かつ日中５時間以上の入院付添い又は居宅外介護を常態	14
		週３日以上かつ４時間以上の入院付添い又は居宅外介護を常態	12
	居宅内看護 （介護）	同居する要介護５認定者又は寝たきりの者を常時介護	14
		同居する要介護４認定者を常時介護	12
		同居する要介護３認定者を常時介護	10
		同居する要介護２認定者を常時介護	9
		上記以外で居宅内介護を必要とする者を常時介護	9

4　その他　【保護者の状況】

その他	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため 児童の監護にあたれない場合	20
	求職	求職のため日中の外出を常態（２か月を限度）	10
	就学等	就学又は技能修得のため、児童の監護にあたれない場合	16
	特例	その他明らかに児童の監護にあたれない場合	協議

入所指数の高い児童から入所（入会）の決定を行い、指数が同点の児童全てを入所（入会）させると定員を超えてしまう場合は、次の順で決定を行う。

（１）入所指数が同点の場合（〇〇小学校小学生クラブを除く）

①学齢が低い児童
②ひとり親（死別、離婚、行方不明、拘禁又は未婚での母子家庭又は父子家庭、別居又は単身赴任での母子家庭又は父子家庭）
③父と母の月の合計就労時間が多い児童
④就労終了時間の遅い児童
⑤妹弟の保育園・幼稚園送迎がある児童
⑥短時間勤務制度を利用していない方
⑦同居の小学校４年生以上の兄姉がいない児童

（２）学校名がつく小学生クラブ（〇〇小学校小学生クラブ）の場合

・各小学校の在籍児童または通学区域内に住所を有する児童を上記（１）に記載した順で決定する。
・上記が入所したのち、定員に空きがあった場合に、通学区域外に住所を有する児童の中から指数の高い順で決定する。

調整指数

1　勤務終了時間による調整　【保護者の状況】

午後４時30分前	-1
午後４時前	-2
午後３時30分前	-3
午後３時前	不承認

2　同居人（同別世帯を問わない。）の状況

同居人が自宅にいる場合（18歳未満及び65歳以上の親族を除く。）	-2

3　学年による調整　【児童の状況】

１年生	+12
２年生	+8
３年生	+6

４年生	-6
５年生	-7
６年生	-8

4　生活状況による調整

死別、離婚、行方不明、拘禁又は未婚での母子家庭又は父子家庭	+6
別居又は単身赴任での母子家庭又は父子家庭	+5

5　障がいによる調整　【児童の状況】

※障がいについては、
４ページ「児童に障がいがある方」参照

３年生以下の障がい児	+6
４年生の障がい児又は４年生以下の特別支援学校在籍児若しくは特別支援学級在籍児	+8
５年生の障がい児又は５年生の特別支援学校在籍児若しくは特別支援学級在籍児	+9
６年生の障がい児又は６年生の特別支援学校在籍児若しくは特別支援学級在籍児	+10

6　育成料等の滞納による調整（過年度を含む）

申請時点で児童又は当該児童の兄弟姉妹に育成料等の滞納がある場合	
滞納期間　１・２か月	-15
滞納期間　３か月	不承認

7　辞退による調整

入所決定後、自己都合により入所を辞退した場合	-12

● 申込に当たっての注意事項

▼必要な書類が提出されない場合は、入所の審査を行いません。
▼入所決定時に育成料等の滞納がある場合は、指数の調整を行うか、不承認になります。
▼就労証明書の内容に記載漏れ及び疑問な点がある場合は、児童育成課から勤務先や仕事場等に直接確認をとらせていただくことがあります。
▼申請書及び提出書類の内容が事実と違うことが明らかになった場合、入所（入会）基準の要件にあてはまらない場合及び学童クラブ入所（入会）の必要がないと見受けられる場合は、入所（入会）決定後であっても、取り消すことがあります。
▼申請書に第２、第３希望の学童クラブ名を記入しても、第１希望の学童クラブへ入所（入会）することが不利にはなりません。希望欄にご記入のなかった学童クラブへのご案内はいたしませんので、ご了承ください。
▼第2、第３希望の学童クラブへ入所された場合は、辞退の意向がない限り、上位希望学童クラブ入所待機者となります。すでに入所している学童に通い慣れたという理由で上位希望学童を辞退する場合は、変更届を提出してください。
▼提出書類の記載事項に変更が出た場合は、速やかに入所の学童クラブまたは児童育成課へご連絡ください。

調整指数

（注記）

1　入所の決定は、父母のそれぞれの監護に欠ける要件を基準指数のいずれかにあてはめ、この基準指数から調整指数を加減し、残りの指数（以下「入所指数」という。）の低い父又は母（ひとり親の場合はその親）を審査対象者とし、入所指数の高い者の児童から入所決定をする。

2　入所指数が「10」以下の場合は、入所に該当しない（不承認）。

3　内職とは、居宅内において賃仕事に従事していることをいう。賃仕事の認定は、就労形態及び収入の実績を考慮して行う。ただし、その収入が生計に占める割合が大きい場合には、自営とみなす。

4　シフト制等時間が不規則な就労を常態とする者については、就労証明書の内容に基づき、同等の基準指数を採るものとする。

5　離婚は家庭裁判所において離婚調停中のものを含む。なお、離婚を前提とした別居は、住民基本台帳上同住所であるものは原則として含まない。

6　出産予定日の前後２か月とは、出産予定日の２か月前から出産日の月を含めない２か月後までをいう。

7　精神性とは、精神性疾患及び知的障がいをいう。

8　感染症とは、医師が隔離を必要と認めた疾患をいう。

9　安静を要するとは、医師がおおむね１か月以上自宅療養を必要と認めた疾患をいう。

10　要介護認定者とは、介護保険法（平成９年法律第123号）に基づく要介護等認定で、要介護１から要介護５までに認定されている者をいう。ただし、認定期間が既に過ぎているものはこれに含まない。

11　要支援認定者とは、介護保険法に基づく要介護等認定で、要支援１又は要支援２に認定されている者をいう。ただし、認定期間が既に過ぎているものはこれに含まない。

12　居宅外介護とは、入院の付添い（完全看護の場合、医師の指示等により特別に必要な場合）及び通院や施設等の通所の付添い又は同居家族以外の者の介護をすることをいう。ただし、付添い及び介護に対し報酬を得ている場合は除く。

13　居宅内介護とは、自宅において同居する家族に対し、主たる介護者として日中ほぼ常時介護を行う場合をいう。ただし、介護に対し報酬を得ている場合は除く。

14　日中睡眠時間となる深夜勤務の場合は、その睡眠時間中は保育にあたれないものとする。

15　就学等とは、週３日以上かつ日中４時間以上の授業時間があり、当該授業時間が午後３時から午後５時までのいずれかの時間帯を含むものをいう。

16　入所申請後の転居や児童の疾病等、やむを得ない事由により辞退となる場合は、自己都合の辞退には当たらない。

17 その他、疑義が生じた場合はその都度協議する。

入所指数（参考例）

パターン１



父

▼就労
週５日または月20日以上
月170時間以上の就労時間



母

▼就労
週５日または月20日以上
月160時間以上の就労時間



新１年生

・保育料滞納なし
・その他調整事項なし

父基準指数 **21**

父か母どちらか低い方が基準指数となるので

母基準指数 **20**

調整指数 **12**

12（新一年生）

20 ＋ **12** ＝ 入所指数 **32**

パターン２



父

▼就労
週５日または月20日以上
月170時間以上の就労時間



母

▼就労
週５日または月20日以上
月120時間以上の就労時間



新１年生

・保育料滞納あり(１か月)
・その他調整事項なし

父基準指数 **21**

父か母どちらか低い方が基準指数となるので

母基準指数 **18**

調整指数 **-3**

12（新一年生）-15（前年度1か月分滞納あり）
＝-3

18 ＋ **-3** ＝ 入所指数 **15**

入所指数（参考例）

パターン３



母

▼就労
週３日または月12日以上
月70時間以上の就労時間



同居人

・祖父　67歳
・祖母　64歳
・どちらも仕事なし



新２年生

・離婚による母子家庭
・育成料滞納なし
・母就労終了時間15:30

母
基準指数 **13**

調整指数 **10**

8（新２年生）-2（同居人が自宅にいる）-2（就労終了時間）+6（母子家庭）＝10

13 ＋ **10** ＝ 入所指数 **23**

パターン4



父

▼就労
週５日または月20日以上
月170時間以上の就労時間



母

▼就労
週３日または月12日以上
月80時間以上の就労時間



新4年生

・育成料滞納なし
・その他調整事項なし

父
基準指数 **21**

父か母どちらか低い方が
基準指数となるので

母
基準指数 **14**

調整指数 **-6**

-6（４年生）

14 ＋ **-6** ＝ 入所指数 **8** ➡ 10点以下は 不承認

10　見学について

見学を希望する方は、必ず事前に希望施設へお問い合わせください。
連絡先や所在地は、17ページの「11　学童クラブ一覧」をご覧ください。

11　学童クラブ一覧

施設名	所在地	学区	定員	電話番号
上和泉学童保育所	和泉本町４-７-51 上和泉地域センター内	緑野小	50	3489-7530
猪方学童保育所	猪方1-11-2	三小	80	3480-9362
松原学童保育所	和泉本町１-14-３	一小	50	3489-9380
東野川学童保育所	東野川１-６-３	五小	50	3480-8709
駒井学童保育所	駒井町１-21-６　２階 六小校庭となり	六小	50	3489-2877
岩戸小学生クラブ	岩戸南３-15-１ 岩戸児童センター内	三小	80	3489-5444
宮前小学生クラブ	中和泉３-12-６ 和泉児童館内	和泉小	60	3480-1441
こまっこ小学生クラブ	和泉本町３-31-19 北部（こまっこ）児童館内	緑野小	40	3480-5703
寺前小学生クラブ	元和泉1-23-3	一小	80	5761-7720
第一小学校小学生クラブ　※	和泉本町1-37-1 狛江第一小学校増築棟２階	一小	80	3489-2441
第三小学校小学生クラブ　※	猪方1-11-1　１階 狛江第三小学校内	三小	40	5497-5010
第五小学校小学生クラブ　※	東野川１-36-13 狛江第五小学校隣接	五小	80	3430-4113
第六小学校小学生クラブ　※	駒井町１-21-６　１階 六小校庭となり	六小	50	3480-1780
和泉小学校小学生クラブ　※	中和泉３-34-12 和泉小学校隣接	和泉小	120	3480-1557
緑野小学校小学生クラブ　※	和泉本町4-3-1 緑野小学校内	緑野小	50	5497-1140
西野川こどもクラブ	西野川２-４-15	緑野小	40	5761-9235
猪方みんなの家 こどもクラブ	猪方２-11-16	六小	40	080-6948-8174

※第一小学校・第三小学校・第五小学校・第六小学校・和泉小学校・緑野小学校小学生クラブは、
　実施する小学校の在籍児童又は学区域内に住所を有する児童が優先です。

12　KoKoA（ここあ）のご案内

放課後などの子ども達の居場所づくりのため、小学校施設などを活用して、子ども達の安心・安全な活動拠点を設けています。放課後、家庭に一旦帰宅することなく、そのままKoKoAルーム、体育館や校庭などで自由に遊ぶことができます。

● 学童クラブとKoKoAの違い

名称	学童クラブ （学童保育所・小学生クラブ・こどもクラブ）	KoKoA(ここあ)
保護者負担	育成料 4,000～5,000円	無料
分類	保育の場	遊びの場
対象	小学校１年生～６年生	小学校１年生～６年生
実施場所	それぞれの施設（単独施設・児童館・学校等）	各小学校施設（KoKoAルーム・校庭・体育館）及び隣接施設
申請・登録方法	保護者が家庭で適切な監護をすることができない場合のみ、申請可能	全ての児童が登録可能（特別支援学級のお子様については事前にご相談ください。）
過ごし方	遊び・生活指導等	基本的に自由遊び・自由学習
出入り	保護者の申し出る時間にあわせて参加・帰宅	開催時間内は自由に参加・帰宅
休み	日曜日・休日・年末年始	日曜日・休日・年末年始の他に、学校一斉閉庁日や学校行事等でお休みあり
台風等	原則休校の場合も実施	休校にあわせて中止
集団下校	学童クラブへ集団下校	集団下校とあわせて中止
職員	市職員、非常勤職員、委託先職員、法人職員	安全管理員（有償ボランティア）

● 原則的な実施日時

	第一小学校	第三小学校	第五小学校	第六小学校	和泉小学校	緑野小学校
平日	授業終了～17：00（※16：30）					
土曜日	―	―	―	10:00～12:00 （ビーチボール）	―	―
学校長期休業日	9：00～17：00（※16：30）					

※冬季（11月頃～１月頃）の終了時間は、16：30となります。
・学校行事及び天候等で、中止となる場合があります。
・詳細な開催日時は、毎月「こまえ子育てねっと」に掲載するKoKoA通信をご覧ください。

● 登録方法

令和９年度の利用登録フォームから電子申請で事前に登録をお願いします。
年度途中でも登録ができます。
※新１年生については、詳細は新入生保護者会にてお伝えいたします。
※年度ごとに申請フォームが異なりますので、ご注意ください。



KoKoA



13　よくある質問～学童クラブの申請Q＆A

転入・転居予定ですが、申請することができますか？

可能です。申請日時点で狛江市内に住所を有していない方は、転入予定日・転入先住所を明記した賃貸借契約書又は売買契約書の写しをご提出ください。

希望した学童クラブを辞退できますか？

辞退することは可能ですが、自己都合により辞退した場合はその年度の審査点数が減点（-12点）になります。
なお、すでに入所しているクラブがあり、上位希望学童クラブに空きが出た場合に、入所中の学童クラブに通い続けたいという理由で上位希望学童を辞退するときは、辞退による減点対象にはなりません。

日によって就労の時間や場所が変わる場合はどのような書類の提出が必要ですか？

シフト制等により就労時間等が不規則な場合は、就労証明書の「6.就労時間（変則就労の場合）」に記載してください。詳細は、下の二次元コードから「就労証明書 記載要領」をご確認ください。
就労場所が変わる場合は、申請日時点の直近で就労の多い場所を「4.本人就労先事業所」に記載してください。

所在学区以外の学童クラブに申し込みはできますか？

学童保育所、一部の小学生クラブ、こどもクラブは学区に関わらず申し込みができます。
第一小学校・第三小学校・第五小学校・第六小学校・和泉小学校・緑野小学校小学生クラブは、実施する小学校の在籍児童又は学区域内に住所を有する児童が優先です。

就労証明書の契約期間が令和９年３月31日までとなっていますが申請はできますか？

可能です。ただし、就労証明書の「14.（雇用契約の）満了後の契約の更新の有無」が「未定」の場合は、契約更新後に就労証明書を提出してください。

※様式のダウンロード、
　就労証明書の記載要領はこちらから

RQ提出様式



保育園の入園申請に提出した就労証明書を学童クラブの申請にも利用できますか？

可能です。保育園用に原本１部、学童クラブ用には電子申請は写真を撮ってアップロードを、紙での申請はそのコピーの右上に「原本は保育園」と記載して、児童育成課にご提出ください。

求職活動中でも申請できますか？

可能です。令和９年１月18日（月）までに就労証明書を提出することを条件に、申請が可能です。就労確約書およびハローワークカードまたは雇用保険受給資格者証の写しをご提出ください。学童クラブ入所後、離職し求職する場合は、離職後２か月は在籍可能です。

申請後に住所や勤務先が変更になるときはどのような書類の提出が必要ですか？

「記載事項変更届」の提出が必要です。勤務先が変更になる場合は、新たな就労先の就労証明書も提出してください。

申請後に申請を取り下げるときはどうすればいいですか？

「入所(入会)辞退申請書」の提出が必要です。

現在学童クラブに入会しています。次年度も入会を希望する場合、申請が必要ですか？

必要です。学童クラブの入会は単年度ごとの承認となるため、次年度以降も継続して入会を希望する場合は、改めて申請していただく必要があります。
なお、現在学童クラブに入会していても、次年度も必ず入会できるとは限りません。また、前年度と同じ学童クラブに入会できるとも限りません。

電子申請が完了したかどうか確認ができますか？

申し込み完了後、自動で確認メールが届きます。
「no-reply@logoform.jp」からのメールを受け取れるように設定してください。確認メールが見当たらない場合には、迷惑メールフォルダ等にもないことをご確認ください。